

2018年11月13日

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案
(入管法一部改正法案)に関する趣旨説明質疑

立憲民主党・市民クラブ
山尾志桜里

立憲民主党の山尾志桜里です。立憲民主党・市民クラブを代表して、入管法一部改正案に対して質問いたします。

移民国家といわれるスイスの小説家マックス・フリッシュは、このように述べています。「我々が欲しかったのは労働者だが、来たのは人間だった」。

これまで日本社会は、日本で働く外国人の4割以上を「技能実習生」「留学生」と呼び「労働者」として受け止めることすら拒んできました。ましてや「生身の人間」「生活者」として尊重し共に生きる環境整備が本格化するのはいまだこれからです。この根本的な問題を放置したまま、「人材不足」を理由に、粗雑な新制度を提示し、日本社会としての議論も準備も成熟しない状況で受け入れ拡大に舵を切ることには大きな警鐘をならしめます。

すでに約128万人の外国人が国内で就労しているにもかかわらず、就労を目的としたビザで正規の労働者として働いている外国人はその18%に過ぎません。建前と実体の乖離を、制度的「ごまかし」のマッチワークで継ぎはぎしていることが、技能実習生に対する深刻な人権侵害を生じさせています。旅券の取り上げや強制貯金、賃金不払いやハラスメントなど、重大な問題を抱えたこの制度を温存したまま新制度を連結させ、更なる問題の深刻化に目をつぶる本法案を、このまま見逃すことはできません。

また、「労働者」は「生身の人間」です。仕事が終われば、職場の出口の先には生活があります。家に帰れば家族団らんという心のよりどころを必要とし、病気になれば治療を必要とし、出会いがあり結婚があり子どもを持ち、その子どもたちは学校に通い、いつしか人は国籍を問わず生まれ育った街、住み慣れた街への愛着を持ちます。生活者としての外国人を社会に包摂することに失敗すれば、日本国内に分断と排除の構図を生み出します。社会保障の問題、家族帯同の問題、学校教育の問題、永住資格の問題、こうした根本的な問題から目をつぶり、外国人の受入れをなし崩し的に拡大することがあってはなりません。この国会はまず、受入れ拡大が日本社会の財政・雇用・医療体制や年金制度・教育現場や地域コミュニティなどに与える多面的な影響をきちんと予測し理解するスタートラインとするべきです。この作業を法案成立後に先送りして、大きな政策変更を拙速に決断すれば、必ず禍根を残します。ましてや「移民ではない」「単純労働はいれない」と言い切ることで、大きな変更を小さく見せ、あるべき議論を封じることは無責任です。

日本で働く外国人の受入れ拡大を議論するのであれば、現行制度のごまかしを改めて「労

働者」としての権利を保障すること、さらに「生身の人間」として日本社会の一員として受け入れる社会インフラを確立することが不可欠であり、現時点で本法案をみるかぎり、この必要なハードルを越えるだけの質をもった法案とは言えない、と冒頭申し上げます。

<技能実習制度の抜本解決>

まず、技能実習制度に象徴される現行制度の深刻な問題について質問します。

日本で働く外国人約128万人のうち、約2割の25万人が技能実習生の名の下での労働者です。

先日、技能実習生当事者の声を院内で聞きました。異国の国会で、たくさんの議員やメディアに囲まれるなか、今なお続くつらい状況を訴えることは、どれだけの勇気が必要だったことでしょうか。

技能実習という名の下に、安い使い捨ての穴埋め労働力として外国人を利用するような制度設計は、国家の品格にかけて見直すべきです。

昨年11月に技能実習法が施行されましたが、事態は改善していません。不法残留者も失踪者も増え続けています。

今日はこの国会に、技能実習制度に苦しむ当事者の方々も来ています。

安易な新制度による受入れ拡大の前に、この技能実習制度の根本的な問題を解決すべきです。建前と実体の乖離、職場移動の自由の否定、中間搾取と人権侵害を許す受入れ制度、こうした問題をいかに解決するつもりか、お答えください。

<失踪原因の把握・分析・解決策・個票の提示>

平成29年における失踪者は過去最高の7089人にのぼります。法務省は、把握できた2892人に対して失踪原因を把握するため事情を聴取していますが、その聴取結果の分析、「失踪技能実習生の現状」なるたった一枚の書類があまりにお粗末です。最低賃金以下、あるいは契約賃金以下しか支払いを受けられなかったという訴えを、「より高い賃金を求めて失踪した」2514人に含めてひとくくりにし、失踪原因の86.9%を占めると分析しています。そして、その上で以下のように結論づけています。「より高い賃金を求めて失踪するものが多数。技能実習生に対する人権侵害行為等、受け入れ側の不適正な取り扱いによるものも少数存在」。総理にお伺いします。最低賃金以下の支払い、契約賃金以下の支払いは、技能実習生に対する人権侵害行為であり受け入れ側の不適正な取扱いそのものだと思うのですが、異なる認識ですか。これらは、「より高い賃金を求めて失踪した」実習生側のわがままなのですか。最低賃金以下、契約賃金以下の支払いしか受けられなかったと訴えた人数は本当はそれぞれ何名なのですか。失踪者が激増しているという異常な状況のなか、政府はいつ、この貴重な聴取結果をまともに分析し公表する予定なのですか。現時点においてこの失踪者問題をどのように解決するつもりなののでしょうか。あわせて、人権侵害行為を技能実習生側の責任に転嫁するような意識の政府だけに、失踪原因の分析と解決策の立案は任せられません。プライバシーにかかる部分に配慮する作業をして頂いて構いませんので聴取票そのものを早く提出いただく必要がありますが、いついただけるのでしょうか。答弁を求めます。

<「移民」政策>

新制度について総理は「移民政策ではない」と繰り返しておられます。移民政策か否かと論点を単純化することは、充実した議論の足を引っ張るばかりです。ただ、総理自ら「移民政策ではない」との発信を繰り返している以上、総理がいかなる理由で、何を否定しているのか知る必要があります。

そこで伺います。移民とは社会で多義的に使われていることは理解しています。ですから、焦点をしぼります。総理が10月29日の本会議における枝野議員に対する答弁で本法案の説明において否定した「移民政策」とはなにかお答えください。総理自身の本会議での特定の発言における「移民」の定義を聞いておりますので、「例えば」という枕詞がつく説明は成り立たないことを付言します。その上で、なぜそこまで「移民政策」であることを必死に否定したいのでしょうか。お答えください。

また、総理がいわゆる例示として利用する定義は、米国やカナダの定義とも、国連で使われている定義とも、OECD で使われている定義とも異なります。総理独自の定義なのか、それとも同様の定義を用いている組織や学説があるのであればその具体をお答えください。

なお、繰り返しますが移民政策は許されず、移民政策でなければ許されるというような論点整理は不毛です。私たちが議論すべきは実質です。たとえば、新制度の特定技能1号および2号における就労資格は、それぞれ永住許可に関するガイドラインの「就労資格をもって5年以上在留していること」に該当しうるのでか。お答えください。該当しうるのであれば、法務大臣の裁量の範囲内とはいえ、新制度による特定技能労働者が永住者となる新たなルートが開かれたこととなります。それを移民政策の入り口と呼ぶかどうかが重要なものではありません。総理自身の政策選択とその理由を明示し、国会の議論に臨んでいただくことが大事なのです。批判をおそれて政策決定から逃げ、「移民政策ではない」との無意味なワンフレーズでごまかすことはやめるべきです。なお、法務省は、この点検討中であり、検討終了は法案成立した後である、と私たちの部会で言うておりました。この方針は今も維持されるのですか、維持されるのであれば、なぜ本法案の核心部分の一つについて検討終了を法案成立後にあえて持ち越すのか、合理的な理由をお答えください。なお、ガイドラインの見直しは法案成立後しかできない、というような不合理な答弁は受け入れられません。該当するのであればガイドラインの見直しはそもそも不要であり、該当しないという政策判断があって始めてガイドラインの見直しが必要となるのです。前提となる政策選択は法案成立前に可能であるうえ、そもそも閣議決定前に決定すべきことであつたはずで、新制度による新資格は永住許可要件を満たしうるのでか否か、という本質的な問いから逃げずに答えてください。

<「単純労働」>

もう一点、総理は今回の新資格の参入業種につき「単純労働ではない」と繰り返しています。単純労働への受入れ拡大が移民政策だと批判されることを恐れ、実質はいわゆる単純労働と分類されるのが自然な業種にもかかわらず、専門的技術的分野であると強弁するのは

責任ある態度とはいえません。しかし総理自ら否定する以上、私たちは、総理がいかなる理由で、何を否定しているのか知る必要があります。総理の言う「単純労働」とは何ですか。法務省は例えば「土を右から左に移動させるだけの仕事」と会議で答弁しておりましたが、これは例示として適切なのですか。ティッシュ配りも単純労働として例示されていましたが、それは適切なのですか。その他今の日本社会で「特段の技術、技能、知識又は経験を必要としない単純労働」が存在するといふのであれば、その具体を例示してください。「単純労働には拡大しない」という建前に固執して、比較的熟練を要しない仕事の中に無理やりラインを引き、一部の仕事を「単純労働」と切り分けることは、仕事をめぐる日本社会の価値観や労働者の尊厳に悪影響を及ぼすことを非常に危惧します。また、あわせて、政府のロジックを前提とすれば、特段の技術、技能、知識、経験を必要としない極めて限定的な労働は外国人に拡大せず、日本人だけに認める、という政策となります。いわば誰でもできる仕事は日本人枠にとっておき、そうでない仕事は外国人にも拡大する、こういった方向性を目指す法案だということでしょうか、違うのであれば何が違うのかお答えください。

< 14 業種の要望把握プロセス >

現在特定技能について受入れを要望している業種として、14 業種が公表されています。この要望把握プロセスは、当然のことながら、たまたま省庁にパイプを持つ業界団体だけが声を届けられるという手続きであってはなりません。真に人手不足で業界団体としての組織運営もままならず、政治献金などできない業界が零れ落ちる手続きであってはならないと考えます。再三法務省に対し、この要望把握プロセスを隠さず公表するよう要請していますが、いまだお答えがありません。仮に手続きに偏向性があるのであれば、軽減税率同様、業界団体と政治の癒着構造の温床たる制度の発足ともなりかねませんし、当然のことながら手続きを正当にやり直していただく必要があります。そこで、この要望把握プロセスの透明性と公平性について、いかなる手続きで担保したのか明快にお答えください。

< 初年度受け入れ見込み数と内訳 >

この新制度にもとづき、新制度では14 業種4万人の受け入れ見込み、という数字が報道されていますが、一方で法務大臣は「現在精査中であり、法案の審査に資するようしっかりと出していきたい」と答弁しています。

本日から法案の趣旨説明がなされたわけですが、数字が出ていないため、この本法案の大前提につき、審査に資する質問が残念ながらできません。いつ出されるのでしょうか。

また、その見込み数については、受け入れ分野別に数字がでなければ、合計数は出てこないはずですから、分野別に提示頂けるとの認識でよいのでしょうか、お答えください。

さらに、その数字がでてきた以上は、その根拠として、分野の選定基準と選定結果、分野別の受け入れ見込み数の把握手法も当然のことながら提示ください。あわせて、「見込み数」とは別に、段階的で丁寧な受け入れにより社会的包摂を進めていくためには、初年度含めて上限規制を検討すべきだと考えますが、この検討余地があるのかないのか、お答えください。

<賃金水準への影響>

総理は「新たな外国人材の受入れに当たっては、日本人と同等の報酬をしっかりと確保いたします」と述べています。

そこで質問です。総理は、ある分野における外国人の受入れ拡大が、その分野を担ってきた日本人の賃金水準を今より下げない、ということまで約束しているのでしょうか。それとも、今の賃金水準が下がることはあるかもしれないが、日本人と外国人に同等の賃金を確保するという約束にすぎないのでしょうか、明確にお答えください。

そして、もし前者であるならば、賃金水準が下がらないことの制度的担保を説明してください。

他方、ある技能グループの労働供給が上がれば賃金が下がる、という一般原則からすれば、後者と答えるのが正直であろうとは思いますが、しかしそうであるならば、つまり外国人労働者の受入れ拡大は、労働者の賃金低下という代償のもとに雇用主に利益を与えるという方向での富の再配分政策ということになるのではないのでしょうか。この問題点につき、総理の見解を述べてください。

<家族帯同>

本制度の提案と並行して、健康保険が適用される扶養家族や厚生年金の受給資格を得られる配偶者に関して、国内居住要件を付す検討がなされているとの報道があります。この点、一方で特定技能1号では家族帯同を認めないとしながら、他方で国内に居住しない限り家族に社会保障サービスを与えないとすることの緊張矛盾関係をいかに検討するつもりなのか、お答えください。

なお、特定技能2号に関しては、家族帯同が可能になり在留期間更新の上限がなくなるなど、日本社会との絆が深い社会の一員となっていくことを促進していく建付けになっていますが、一方で「人手不足」が解消すれば更新を認めないとする矛盾した制度となっています。いったん家族ごと社会に包摂しながら、あくまでも「人手不足」の調整弁たる性質が残存することの制度矛盾をいかに解消するつもりなのか説明を求めます。

<総括>

外国人材の受入れ拡大は、この国のあらゆる制度や価値観に不可逆的な変化を与えるテーマです。今国会で議論を終わらせ成立にまい進するという性質の法案ではありません。拡大に舵を切るなら、私たちにも覚悟が求められます。安倍総理もそれだけの覚悟をもって議論にのぞんでいただきいと申し上げ、代表質問といたします。